

今月のニュースレターでは、当事務所の近況といたしまして、①地域の企業様のご依頼で「従業員のメンタルヘルス問題のリスクと対応策」と題する講演を行ったこと、②当事務所の法人化についてご報告させていただきます。

1 講演「従業員のメンタルヘルス問題のリスクと対応策」

2019年8月6日、地域の企業様からのご依頼で、代表弁護士・木村哲也が社内研修の講師を務め、「従業員のメンタルヘルス問題のリスクと対応策」と題する講演をさせていただきました。

近年では、従業員のメンタルヘルス問題に直面する企業・法人が増加しています。従業員のメンタルヘルス問題には、労働基準法違反による刑事責任、民事上の損害賠償責任、休職・復職や自然退職・退職勧奨をめぐるトラブルなど、重大な法的リスクが潜んでいます。また、過重労働やパワハラを原因とする従業員の自殺など、重大な事案が発生すれば、企業の信用低下による様々な弊害が懸念されます。



企業・法人としては、従業員のメンタルヘルス問題によるリスク対策を、多角的に講じていく必要があります。近年では、働き方改革などの大きな法改正が続いており、残業時間の抑制やハラスメントの防止対策など、企業・法人が取り組まなければならない事項は多岐にわたります。講演では、従業員のメンタルヘルス問題による企業の法的リスクと、企業・法人が講じるべきリスク対策について、最新の法改正に関する情報などを交えながら、解説させていただきました。

2 当事務所の法人化について

当事務所は、本年の10月で開設10周年を迎えます。事務所開設当初は弁護士1名・事務職員1名でスタートしましたが、これまでに弁護士・事務職員の増員と2度の事務所移転をし、お蔭をもちまして業績も順調に拡大して参りました。

当事務所は、これまで代表弁護士・木村哲也の個人事業形態で運営して参りましたが、開設10周年の節目を機に弁護士法人を設立し、法人化する運びとなりました。法人化の時期としては、本年の11月を予定しております。

当事務所を法人化することで、業務運営基盤を拡大・強化し、地域の皆様の法的ニーズにより一層力強くお応えして参りたいと存じます。法人化の前後には、また改めまして、ご挨拶とご報告をさせていただきます。

お問合せ **八戸シティ法律事務所** 代表弁護士 木村哲也

電話番号 0120-146-111 FAX0178-38-9230 <http://hachiben.jp/>

〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階

受付時間：午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日 応相談